参考様式第５－１号

矢　農　第　302001　号
令　和　7　年　1　月　27　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

矢板市長

市町村名 （市町村コード）	栃木県矢板市 （09211）
地域名 （地域内農業集落名）	前岡、後岡、梶ケ沢、安沢地区 （前岡、後岡、梶ケ沢、安沢）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 （第3回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

地区内の耕地面積435.2haの大半を担い手等により農地をカバーできる見通しであるが、将来を見据えて担い手への更なる農地集積・集約化を進める必要がある。
家族経営では、耕作面積に限界がある。パートなど人を雇用するには、ハードルがあるので、地域で勉強会を開催したり研修会へ参加するなどの措置が必要。
条件が悪い農地については、借り手がいないため、ほ場整備・拡大等の対策、保全管理への対応等、将来の担い手が使い勝手の良い条件で営農ができるよう準備しておく必要がある。
水田作付面積：主食用米303.6ha、麦54.3ha、飼料用米20.7ha、大豆、6.6ha、そば10.5ha、果樹04.ha、花木2.2ha、園芸作物（しゅんぎく、ねぎ、さつまいも、とまと、アスパラガス、いちご、うど　ほか）1.8ha、保全管理12.8haほか

（2）　地域における農業の将来の在り方

農地をカバーするためには、米（主食用、飼料用）を中心とした土地利用型作物を生産していく必要がある。
農業用ドローンやロボットトラクターなどスマート農業にも取り組んでいく。
草刈りが大変であるため、地域の草刈り隊のようなものを結成して、担い手の負担を減らす方法を考える必要がある。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		438.0　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	438.0　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

地域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
地区内の担い手を軸に更なる農地の集積・集約化を進めるとともに、新規就農者や後継者を育成する。
（2）農地中間管理機構の活用方針
後継者がいない等の理由により農地に関する相談があった際は、中間管理機構の活用を促進し、担い手への貸付けを進めていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
地区内それぞれの実情により必要に応じて関連事業・制度等の活用を検討し、担い手等が耕作しやすい環境づくりを進める。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来の担い手不足等に備えて、早い段階から新たな担い手の育成や営農組織の設立等も視野に入れて対応していく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②有機農業まではできないが、農地の状況に応じて農薬や肥料を低減して使用することは可能。
③農業用ドローン、ロボットトラクターなどのスマート農業を現在も利用中。
⑦「ザクサ」という除草剤は、根っこまで枯れないため土手が崩れにくい。